府令

○内閣府令第六十七号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）及び事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　業務（第九条―第十一条）
第三章　事業報告書（第十二条）
第四章　監督（第十三条―第十八条）
第五章　指定紛争解決機関（第十九条―第二十三条）
第六章　雑則（第二十四条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において、「会社」とは、事業性融資の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する会社をいう。

２　この府令（第十一条を除く。）において、「企業価値担保権信託会社」とは、法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。

（訳文の添付）

第二条　法（第三章第三節に係る部分に限る。次条、第十三条第三項第三号、第二十八条及び第二十九条第一項において同じ。）又はこの府令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条において同じ。）若しくは顧客に交付する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

（外国通貨の換算）

第三条　法又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長に提出し、又は委託者、受益者若しくは顧客に交付する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算をした金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りではない。

（みなし免許）

第四条　法第三十三条第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（法第四十七条の規定により法第三十二条の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者を除く。）とする。

一　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。第十二条第二項第一号において同じ。）

二　外国銀行支店（銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第十二条第二項第一号及び第二十五条において同じ。）

三　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）

四　株式会社商工組合中央金庫

五　農林中央金庫

六　信用協同組合

七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

八　信用金庫

九　信用金庫連合会

十　労働金庫

十一　労働金庫連合会

十二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合

十三　農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

十四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

十五　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

十六　水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合

十七　水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

十八　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十二条第二項第十号において同じ。）

十九　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十二条第二項第十号において同じ。）

二十　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第四項に規定する管理型信託会社

二十一　信託業法第二条第七項に規定する管理型外国信託会社

（みなし免許の届出）

第五条　法第三十三条第二項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した届出書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出して行わなければならない。

（免許の申請）

第六条　法第三十二条の免許を受けようとする者は、別紙様式第二号により作成した法第三十四条第一項の申請書及び同条第二項の規定による添付書類を、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　企業価値担保権に関する信託業務以外の業務を営む場合にあっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面であって、当該業務が企業価値担保権に関する信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載されているもの

二　取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び次号において同じ。）及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）、持分会社にあっては業務を執行する社員）の履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下この項及び別表第一において同じ。）又はこれに代わる書面